

付 議 第 7 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成28年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5)教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第1号中「及び第4項」を「、第4項及び第8項から第11項まで」に改める。

第10条第3項の表備考1中「以下この表において同じ」を「以下同じ」に改める。
附則に次の4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定により第10条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者

又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内閣府
(平成26年文部科学省令第1号)の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の数
厚生労働省
等に係る特例について、必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県認定こども園条例（抜粋）

第3章 幼保連携型認定こども園

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第11条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項、第4項及び第8項から第11項までの規定による基準

(2)～(4) 略

（人員に関する基準）

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定

高知県認定こども園条例（抜粋）

第3章 幼保連携型認定こども園

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第11条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項及び第4項の規定による基準

(2)～(4) 略

（人員に関する基準）

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定

こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計

こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計

した数とする。

3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回る時は、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）の規定に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

附 則

1～7 略

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とする

した数とする。

3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回る時は、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）の規定に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

附 則

1～7 略

ことができる。

- 9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定により第10条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案〈概要〉

1 改正の趣旨

保育の担い手の確保及び保育士の勤務環境の改善に繋げるため、国において「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」が公布されたことに伴い、高知県認定こども園条例（以下「条例」という。）第6条に規定する職員配置について、当分の間、特例を設ける内容を規定。

2 条例改正案の内容

教育及び保育に従事する職員の職員配置に係る特例（認定こども園条例附則第8項～11項）の規定について

① 朝夕の園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例(附則第8項)

児童数に応じて必要な保育教諭が認可基準の計算上1人となる場合でも、2人の保育教諭の配置が必要となるが、保育教諭1人に加えて保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置くことができる。

② 小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例(附則第9項)

保育教諭の数の算定については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するものを、保育教諭に代えて活用することができる。この場合であっても、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するものは、補助者として従事し、教育課程に基づく教育に関する業務に単独で従事できないものとする。

③ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例(附則第10項)

開所時間を通じて必要となる保育教諭の総数の確保のため、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育教諭数を上回って必要となる保育教諭について、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置くことができる。

④ ②及び③の特例を適用する場合における職員の必要数(附則第11項)

②及び③を適用する場合であっても、保育教諭資格を有する者を各時間帯において必要となる保育教諭数の3分の2以上置かなければならない。

※ 保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者など。

3 その他

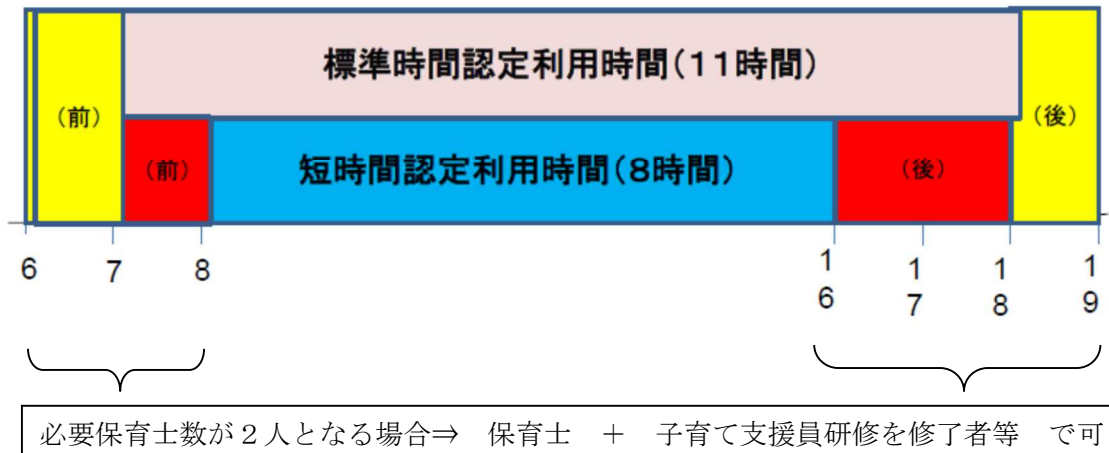
- (1) 平成28年6月1日施行予定の建築基準法施行令改正に伴う改正については、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例を引用しており、当該条例については改正の必要なし。
- (2) 連携型外認定こども園の職員資格の特例については、高知県認定こども園条例施行規則で定められており、規則の改正で対応。

認定こども園条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要について（参考資料）

幼保支援課H28. 5. 12

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

配置する保育士は最低2人とされているところ、朝夕の児童が少数である時間帯において、最低基準上必要となる保育士数が2人を下回る場合、うち1人は保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)も活用可能とする。



【例】0歳児：1人、2歳児：2人、4・5歳児：12人の場合

$$\text{必要保育士数} = 1/3 + 2/6 + 12/30 = 0.4 + 0.3 + 0.4 = 1.1 \div 1 \text{人}$$

→保育士1人、子育て支援員研修修了者等1人を配置で可

2. 小学校教諭免許等の保持者の活用

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許保持者を、配置する職員の3分の1を超えない範囲内に限り、保育士に代えて活用できることとする。

【例】0歳児：5人、1歳児：8人、2歳児：10人、3歳児：30人、4・5歳児：80人の場合

$$\text{必要保育士数} = 5/3 + 8/6 + 10/20 + 30/20 + 80/30 = 1.6 + 3.0 + 1.5 + 2.6 = 8.7 \div 9 \text{人}$$

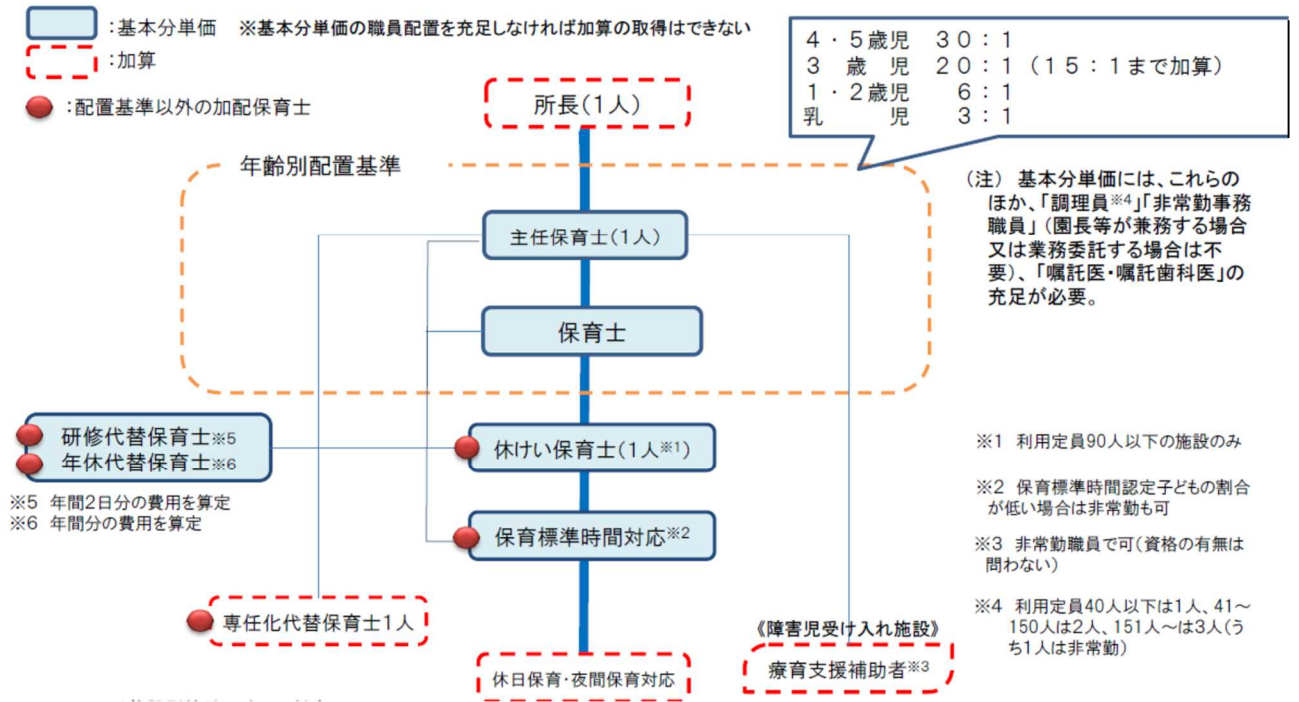
$$9 \text{人} \times 1/3 = 3 \text{人}$$

→保育士6人、幼稚園教諭又は小学校教諭又は養護教諭3人を配置で可

(※保育士の中に看護師等のみなし保育士は含まない。)

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

- ・利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って必要となる保育士について、保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)を活用可能とする。
- ・公定価格上の研修代替要員等の加配人員要件について、保育士資格を有しない一定の者(同上)を活用可能とする。

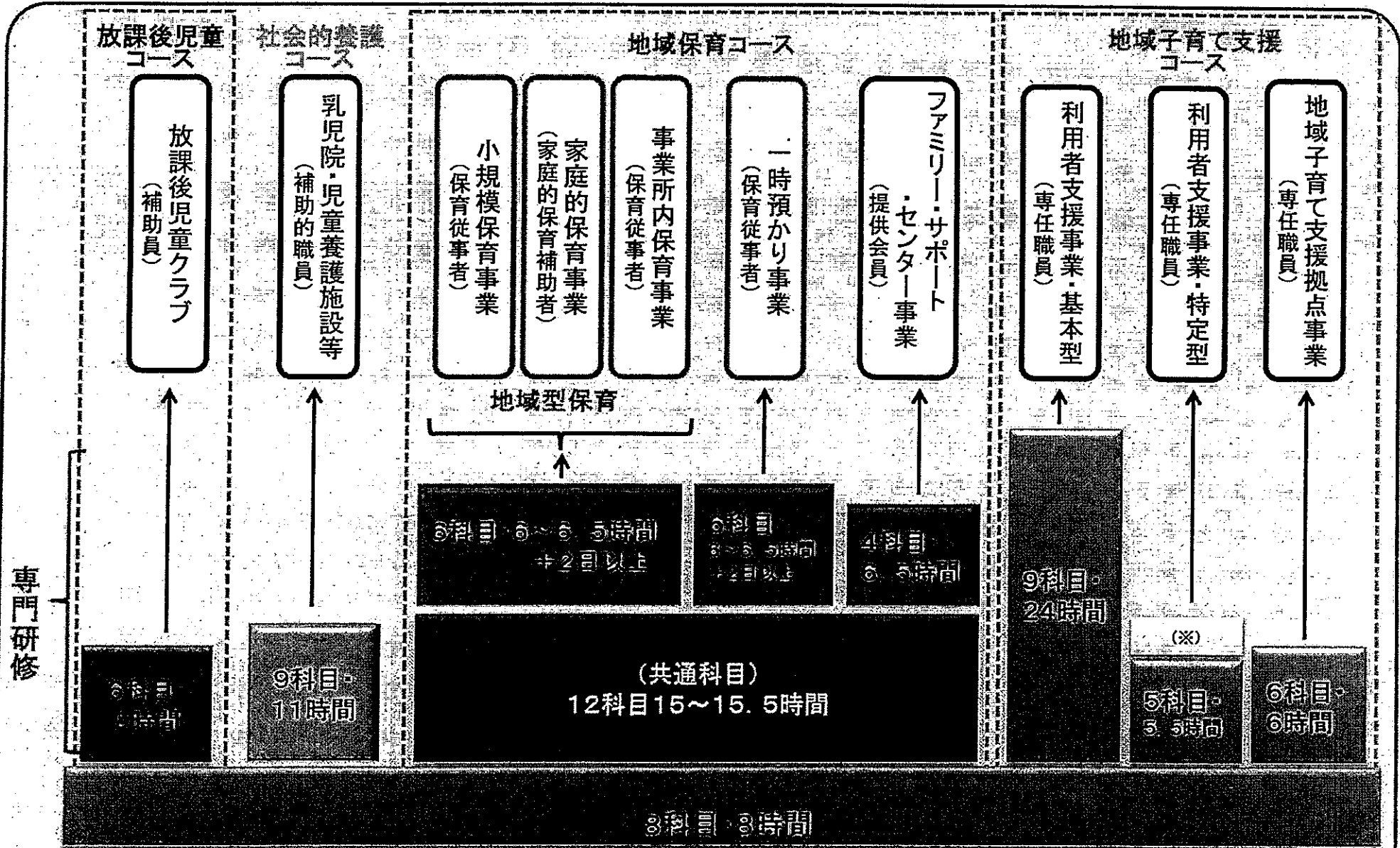


●は、子育て支援員研修修了者等で可

【例】利用定員が、0歳児：3人、1歳児：4人、2歳児：4人、3歳児：12人、4・5歳児：35人の場合

年齢別配置基準 = $3/3 + 8/6 + 12/20 + 35/30 = 1.0 + 1.3 + 0.6 + 1.1 = 4.0 \div 4$ 人
 公定価格上の配置基準 = 4人 + (休けい保育士) 1人 + (保育標準時間対応) 1人 = 6人
 6人 - 4人 = 2人
 → 6人のうち2人は子育て支援員研修修了者等で可

子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
 注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

保育所等における保育士配置要件の弾力化に伴う条例改正について (H28愛知県調査結果)

参考資料 6

	保育所								幼保連携型認定こども園								幼保連携型以外の認定こども園										
	国基準 どおり 改正	国基準 の1部 のみ 改正	条例又は 規則を 改正 しない	自動 適用	4月までに 専決等で 改正済	6(5)月 議会で 条例等 改正 予定	9月 議会で 改正 予定	9月 以降に 改正 予定	検討中	国基準 どおり 改正	国基準 の1部 のみ 改正	条例又は 規則を 改正 しない	自動 適用	4月までに 専決等で 改正済	6(5)月 議会で 条例等 改正 予定	9月 議会で 改正 予定	9月 以降に 改正 予定	検討中	国基準 どおり 改正	国基準 の1部 のみ 改正	条例又は 規則を 改正 しない	自動 適用	4月までに 専決等で 改正済	6(5)月 議会で 条例等 改正 予定	9月 議会で 改正 予定	9月 以降に 改正 予定	検討中
1 北海道	○					○			○										○								
2 青森県	○			○					○										○								
3 岩手県	○					○			○										○								
4 宮城県	○					○			○										○								
5 秋田県	○					○			○										○								
6 山形県	○				○				○										○								
7 福島県	○					○			○										○								
8 茨城県	○				○				○				○						○								
9 栃木県	○				○				○										○								
10 群馬県	○				○				○				○						○				○				
11 埼玉県	○			○					○			○							○								○
12 千葉県	○					○			○										○								
13 東京都	○				○				○										○								
14 神奈川県	○					○			○										○								
15 新潟県	○			○					○										○								
16 富山県	○					○			○										○								
17 石川県			○								○								○								
18 福井県	○					○			○										○								
19 山梨県	○					○			○										○								
20 長野県	○				○				○										○								
21 岐阜県	○					○			○										○								
22 静岡県	○				○				○										○								
23 愛知県	検討中							○	検討中			○						検討中									○
24 三重県	○				○				○										○								
25 滋賀県	○				○				○				○						○				○				
26 京都府	○					○			○										○								
27 大阪府	○				○				○				○						○								
28 兵庫県	○			○					○			○							○				○				
29 奈良県	○				○				○										○								
30 和歌山県	○			○					○										○								
31 鳥取県	○					○			○										○								
32 島根県	○				○				○				○						○								
33 岡山県	○					○			○										○								
34 広島県	○					○			○										○								
35 山口県	○					○			○										○								
36 徳島県	○			○					○			○							○								
37 香川県	○			○					○			○							○								
38 愛媛県	○				○				○										○								
39 高知県	○					○			○										○								
40 福岡県	○					○			○										○								
41 佐賀県	○			○					○			○							○								
42 長崎県	○					○			○										○								
43 熊本県	○					○			○										○								
44 大分県	○				○				○				○						○								
45 宮崎県	○			○					○										○								
46 鹿児島県	○					○			○			○							○								
47 沖縄県	○				○				○							○			○						○		
合計	45	0	1	9	15	21		1	45	0	1	7	6	32	1		0	45	0	1	2	5	36	1		2	